

諮問庁：国税庁長官

諮問日：令和元年8月15日（令和元年（行個）諮問第66号）

答申日：令和元年12月2日（令和元年度（行個）答申第96号）

事件名：本人が相続人である特定被相続人に係る相続税の税務調査で作成された文書の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙1に掲げる各文書（以下、順に「文書1」ないし「文書4」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別紙4の4欄に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成31年3月19日付け特定記号第6040号により特定税務署長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、原処分の取消しを求めるとともに、不開示部分の全部の開示を求める。

#### 2 審査請求の理由

本件審査請求の理由の要旨は、審査請求書の記載によれば、おおむね次のとおりである。なお、添付資料については省略する。

##### （1）本件の概要

本件は、特定税務署から相続税に関する税務調査（以下「本件調査」という。）を受けている審査請求人が、本件調査に関して作成された文書の開示を請求したところ、その一部が開示とされた事案である。

なお、本件調査に係る相続税の被相続人は審査請求人の亡夫であり、相続人は審査請求人及びその子（特定個人）である。

##### （2）調査対象者を審査請求人のみとした事情・経緯に関する部分が不開示とされていること

本件調査に係る相続税の相続人は審査請求人及び特定個人の2名であり、税務代理人である特定税理士と打合せや資料の授受を行っていたのは審査請求人ではなく特定個人である。したがって、相続税に関する調査を行うのであれば、当然、事情に詳しい特定個人を調査対象とすべきである（特定個人から事情を聴取しなければ十分な調査を行えるはずが

なく、処分の適正さも担保されないことは明らかである。)が、本件調査では特定個人が調査対象とされておらず、高齢者である審査請求人のみが調査対象とされている。これは、明らかに違法・不当であり、審査請求人は、自己の正当な権利を確保するために、特定個人が調査対象とされなかった事情・経緯について知る権利があるが、原処分は、それらの事情・経緯に関する部分はおろか、「相続人の氏名」欄すら不開示としており、この不開示決定は違法・不当である。

(3) 「争点整理表」「事実関係時系列表」「調査結果の説明書(相続税)」がそれぞれ2通作成されていること

原処分によって開示された「争点整理表」「事実関係時系列表」「調査結果の説明書(相続税)」は、いずれも、重複するような内容のものが2通ずつ作成されているが、その理由について説明されたい。

(4) 適正手続違反に関する部分が不開示とされていること

本件調査においては、特定年月日以降、特定税務署長が審査請求人の税務代理人(当職)からの質問に対し、合理的な理由もなく一切回答しない点、特定職員が欺罔的又は強制的な言動を用いて審査請求人に税金の予納をさせた点など、国税通則法が定める適正手続の要請に違反している点が多数存在するが、原処分はそれらの点に関する部分を不開示としており、その不開示決定は明らかに違法・不当である。

(5) 求釈明事項

次の各事項について、釈明(説明)を求める。

①原処分によって一部開示された「調査経過記録書」1頁3行目ないし6行目が不開示とされた理由は何か。

②同じ日付で2通作成されている「争点整理表」に関し、原処分において不開示とされた箇所が異なる部分があるが、特定税務署長はなぜ2通ともに押印しているのか。

③重複する内容で2通作成されている「調査結果の説明書(相続税)」の不開示部分が異なる理由は何か。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求について

本件審査請求は、特定税務署長(処分庁)が平成31年3月19日付け特定記号6040号により行った別紙1に掲げる文書に記録された保有個人情報(本件対象保有個人情報)に係る一部開示決定(原処分)について、不開示とした部分(以下「本件不開示部分」という。)の開示を求めるものである。

以下、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

#### 2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 法14条2号に該当し不開示が相当であると認められるもの

ア 文書1の5頁の一部「相続人の氏名」には審査請求人以外の特定の個人の氏名が記載されており、また、「○更正決定等をすべきと認められる税目・課税期間がある場合の手続」の「日付・チェック項目」欄及び「確認」欄については、その者に係る税務調査の結果や国税当局における処理状況等に係る情報が記載されるものであることから、これらは法14条2号本文に該当し、不開示とすることが相当である。

イ 文書2の「復命事項」欄に係る部分のうち、5頁21行目の一部及び文書2の14頁については、審査請求人以外の特定の個人が国税当局と特定日時に応接した事実及びその詳細な内容が記載されている。また、文書2の12頁及び13頁については、審査請求人以外の特定の個人と国税当局の面談に係る詳細な内容が記載されている。よって、これらは法14条2号本文の情報に該当すると認められる。そして、これら応接内容については、法14条2号イの慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報には該当しないことから、当該部分のうち、以下(3)オで後述する決裁欄等の一部を除く部分については、不開示とすることが相当である。

ウ 文書2の「復命事項」欄に係る部分のうち、5頁24行目については、審査請求人以外の特定の個人の行動が記載されており、6頁8～13行目及び20～23行目、7頁の9～13行目、16行目の一部、17～20行目については、審査請求人以外の特定の個人の氏名、当該特定個人との連絡の事実及び応答に係る詳細な内容が記載されていることから、法14条2号に該当し、不開示とすることが相当である。

エ 文書4の1頁及び3頁の「3 税額等に関する事項(2)相続人氏名」及びその①～④に係る各欄の部分、「4 加算税に関する事項(2)相続人」の「説明加算税額」及び「修正等の加算税額」に係る各欄には、審査請求人以外の特定の個人の氏名及び税額等が記載されていることから、法14条2号本文に該当し、不開示とすることが相当である。

オ なお、上記アからエについて、法15条2項の部分開示の検討をすると、個人を識別することとなる部分を除いたとしても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないとは認められないことから部分開示とすることはできない。

(2) 法14条7号イに該当し不開示が相当であると認められるもの

ア 文書2の1～11頁「指示事項等」欄については、調査事案に係る上司からの指示に関する内容や確認事項などの情報を記載するものである。これらの情報は、いわゆる税務調査における手の内情報に該当するものであって、これらの情報を開示した場合、審査請求人におい

て、国税当局の認識の程度など、国税当局がどのような視点、順序を経て税務調査を行い、調査資料等を収集し、その調査結果に応じてどのように審議、検討していくかなど、税務調査の着眼点、調査の範囲、規模を含む具体的な調査方針、調査方法等が明らかになるものと認められる。

その結果、今後の税務調査への対策を講じたり、税額計算上の不正手口の巧妙化を図ることが可能となるなど、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれがあるものと認められることから、法14条7号イに該当し、不開示とすることが相当である。

イ 文書2の2頁の25～28行目、3頁の1～24行目、4頁の10～21行目、5頁の5～10行目、14行目の一部、19行目及び28行目、6頁の1～7行目、14～15行目及び24～28行目、7頁の1～6行目、14行目及び21～27行目、8頁の2～3行目及び12～13行目、9頁の22～28行目、10頁の1～2行目の各「復命事項」欄に係る部分については、税務調査に係る反面調査の情報、税務署内での事案の検討や審理に関する内容、国税当局の税務審査や処理方針等が詳細に記載されており、文書3の1～2頁の一部、3頁の全部、4～7頁の一部については、事案の処理方針、処理方針に係る事実認定の過程など、調査で収集した証拠書類等を含め、調査審理に関する内容が詳細に記載されている。また、文書4の2頁の「更正又は決定をすべきと認めた理由（主な証拠資料）」欄の「主な証拠資料」に記載の各部分、並びに4頁の「更正又は決定をすべきと認めた理由（主な証拠資料）」欄の「主な証拠資料」に記載の各部分については、調査において把握した非違事項に係る主な証拠資料の具体的名称が記載されている。

これらの情報は、いわゆる税務調査における手の内情報に該当するものであって、これらの情報を開示した場合、審査請求人において、国税当局の認識の程度など、国税当局がどのような視点、順序を経て税務調査を行い、調査資料等を収集し、その調査結果に応じてどのように審議、検討していくかなど、税務調査の着眼点、調査の範囲、規模を含む具体的な調査方針、調査方法等が明らかになるものと認められる。その結果、今後の税務調査への対策を講じたり、税額計算上の不正手口の巧妙化を図ることが可能となるなど、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれがあるものと認められることから、法14条7号イに該当し、不開示とするこ

とが相当である。

(3) 本件不開示部分のうち、開示が相当であると認められるもの（別紙2参照）

ア 文書2の「復命事項」欄に係る部分のうち、5頁の11～13行目、14行目の一部、15～18行目については、原処分において開示された内容（調査経過記録書に添付された文書（文書2の32頁）（平成30年10月4日に係る部分））とおおむね同旨であることから、開示が相当と認められる。

イ 文書4（調査結果の説明書（相続税））については、決裁を終えた後には、調査対象者に調査結果を説明することとしており、審査請求人（調査対象者）に係る部分（「更正又は決定をすべきと認めた理由（主な証拠資料）」欄の「主な証拠資料」に記載の各部分を除く部分。）については、これを開示したとしても、国税当局の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ等はなく、開示が相当と認められる。

ウ 文書2の「復命事項」欄に係る部分のうち、1頁の3～6行目、4頁の22～23行目、8頁6～9行目及び10頁の28行目については、国税当局と審査請求人以外の者の間の電話の事実やその応答内容が記載されているが、特定の個人を識別できず、開示したとしても審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められないことから、開示が相当と認められる。

エ 文書2の「復命事項」欄に係る部分のうち、5頁21行目の一部、8頁の1行目の一部、10頁の20～21行目の一部、22～23行目及び11頁の1～5行目については、法14条各号の不開示情報に該当しないことから、開示が相当と認められる。

オ 文書2の12頁に記載の情報のうち、面談の事実については原処分において開示された内容で明らかになっていることから、文書名（応接録）から「応接要旨等」との記述までの部分（欄外の注を含む。）及び13頁の「応接要旨等」との記述は開示が相当と認められる。また、14頁に記載の情報のうち、文書名（応接録）、「決裁」欄並びに「応接」、「年月日」、「時間」、「方法」、「申出者の所在地及び名称」、「申出者氏名等」、「案件」、「応接要旨等」との記述（欄外の注を含む。）は、法14条各号の不開示情報に該当しないことから、開示が相当と認められる。

### 3 結論

以上のことから、本件不開示部分のうち、別紙2に掲げる部分は開示することが相当であるが、その余の部分については、法14条2号又は同条7号イの不開示情報に該当するため、不開示とした原処分は妥当であると判断する。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和元年8月15日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年9月18日 審議
- ④ 同年11月14日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 同月28日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、別紙1に掲げる文書に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）の開示を求めるものであり、処分庁は、その一部を法14条2号、3号イ及び7号イに該当するとして不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示を求め、諮問庁は、別紙2に掲げる部分を開示するとしているが、その余の不開示部分（別紙3に掲げる部分。以下「本件不開示維持部分」という。）については、法14条2号及び7号イに該当するとしてなお不開示とすべきとしていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、本件不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

##### 2 本件不開示維持部分の不開示情報該当性について

###### (1) 別紙4の4欄に掲げる部分について

当審査会において見分したところ、別紙4の4欄に掲げる部分には、審査請求人以外の者の氏名が記載されており、これらは、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、審査請求人と当該特定の個人がいずれも特定被相続人の共同相続人であり、また、既に開示されている内容からすると、審査請求人が既に承知している情報又は容易に推測できる情報であり、慣行として知ることができる情報であると認められることから、同号ただし書イに該当する。

したがって、別紙4の4欄に掲げる部分は、法14条2号に該当しないことから、開示すべきである。

###### (2) 別紙3の一連番号1, 9, 13, 16, 25ないし27, 29及び31に掲げる部分のうち、別紙4の4欄に掲げる部分を除く部分について

本件不開示維持部分のうち、上記の不開示部分には、審査請求人以外の特定の個人の氏名並びに税務調査の結果等及び応答状況等が記載されており、これらの情報は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該個人を識別することができる情報に該当すると認められる。

これらの情報は、審査請求人と当該特定の個人がいずれも特定被相続人の共同相続人であったとしても、法令の規定により又は慣行として審査請求人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報であるとはいえないことから、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も存しない。

次に、法15条2項の部分開示について検討すると、当該部分のうち、氏名は個人識別部分であるため部分開示の余地はなく、その余の部分も、これを開示することにより審査請求人以外の個人の権利利益が害されるおそれがないとは認められないから部分開示することはできない。

したがって、当該部分は法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

### (3) その余の部分について

本件不開示維持部分のうち、上記(1)及び(2)において検討した部分を除く部分(別紙3の一連番号2ないし8, 10ないし12, 14, 15, 17ないし24, 28, 30及び32に掲げる部分)には、反面調査に関する情報、署内での事案の検討や審理に関する内容及び上司からの指示に関する内容などの情報が、詳細に記載されているものと認められる。

これらの情報は、いわゆる税務調査における手の内情報に該当するものであって、いずれも審査請求人が承知している情報とは認められない。

これらの情報を開示した場合、税務調査の具体的な調査方法が明らかになることとなり、その結果、今後の税務調査への対策を講じたり、税務計算上の不正手口の巧妙化を図ることが可能となるなど、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれがあるものと認められる。

したがって、当該部分については、法14条7号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記の判断を左右するものではない。

### 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号, 3号イ及び7号イに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別紙4に掲げる部分を除く部分は、同条2号及び7号イに該当すると認められるので、不開示とすることは妥当であるが、別紙4の4欄に掲げる部分は、同条2号に該当せず、開示すべきであると判断した。

(第4部会)

委員 山名 学, 委員 常岡孝好, 委員 中曾根玲子



別紙 1 (本件対象保有個人情報記録された文書)

- 文書 1 調査手続チェックシート
- 文書 2 調査経過記録書
- 文書 3 争点整理表及び事実関係時系列表
- 文書 4 調査結果の説明書 (相続税)

別紙 2 ( 諮問庁が開示すべきとする部分 )

1 文 書 番 号	2 頁	3 諮問庁が開示すべきとする部分
文書 2	1 頁	「復命事項」欄のうち、3 行目ないし 6 行目
	4 頁	「復命事項」欄のうち、2 2 行目及び 2 3 行目
	5 頁	「復命事項」欄のうち、1 1 行目ないし 1 3 行目、1 4 行目の「1 0 月 4 日」ないし「合意。」の部分、1 5 行目ないし 1 8 行目並びに 2 1 行目「別添」ないし「とおり。」の部分
	8 頁	「復命事項」欄のうち、1 行目並びに 6 行目ないし 9 行目
	1 0 頁	「復命事項」欄のうち、2 0 行目の一部、2 1 行目の一部、2 2 行目、2 3 行目及び 2 8 行目
	1 1 頁	「復命事項」欄のうち、1 行目ないし 5 行目
	1 2 頁	文書名 ( 「応接録」との記述 ) ないし「応接要旨等」との記述の部分及び欄外の注書き
	1 3 頁	「応接要旨等」との記述
	1 4 頁	文書名 ( 「応接録」との記述 ) ，「決裁」欄並びに「応接」，「年月日」，「時間」，「方法」，「申出者の所在地及び名称」，「申出者氏名等」，「案件」，「応接要旨等」との記述及び欄外の注書き
文書 4	3 頁	「2 課税標準等に関する事項」，「3 税額等に関する事項 ( 1 ) 相続人氏名」，「4 加算税に関する事項 ( 1 ) 相続人」に係る事項及び「5 参考事項」
	4 頁	「『更正又は決定をすべきと認めた理由 ( 主な証拠資料 ) 』欄の『主な証拠資料』部分」を除く部分

## 別紙 3 (本件不開示維持部分)

1 文書番号	2 頁	3 一連番号	4 不開示維持部分	5 不開示理由
文書 1	5 頁	1	不開示部分の全て	法 1 4 条 2 号
文書 2	1 頁	2	「指示事項等」欄	法 1 4 条 7 号イ
		3	「復命事項」欄のうち、2 5 行目 ないし 2 8 行目	法 1 4 条 7 号イ
	2 頁	4	「指示事項等」欄	
		5	「復命事項」欄のうち、1 行目な いし 2 4 行目	法 1 4 条 7 号イ
	3 頁	6	「指示事項等」欄	
		7	「復命事項」欄のうち、1 0 行目 ないし 2 1 行目	法 1 4 条 7 号イ
	4 頁	8	「指示事項等」欄	
		9	「復命事項」欄のうち、2 1 行目 の一部及び 2 4 行目	法 1 4 条 2 号
	5 頁	1 0	「復命事項」欄のうち、5 行目な いし 1 0 行目、1 4 行目の一部、 1 9 行目及び 2 8 行目	法 1 4 条 7 号イ
		1 1	「指示事項等」欄	
	6 頁	1 2	「復命事項」欄のうち、1 行目な いし 7 行目、1 4 行目、1 5 行目 及び 2 4 行目ないし 2 8 行目	法 1 4 条 7 号イ
		1 3	「復命事項」欄のうち、8 行目な いし 1 3 行目及び 2 0 行目ないし 2 3 行目	法 1 4 条 2 号
	7 頁	1 4	「指示事項等」欄	法 1 4 条 7 号イ
		1 5	「復命事項」欄のうち、1 行目な いし 6 行目、1 4 行目及び 2 1 行 目ないし 2 7 行目	法 1 4 条 7 号イ
8 頁	1 6	「復命事項」欄のうち、9 行目な いし 1 3 行目、1 6 行目の一部及 び 1 7 行目ないし 2 0 行目	法 1 4 条 2 号	
	1 7	「指示事項等」欄	法 1 4 条 7 号イ	
8 頁	1 8	「復命事項」欄のうち、2 行目、 3 行目、1 2 行目及び 1 3 行目	法 1 4 条 7 号イ	

		19	「指示事項等」欄	法14条7号イ
	9頁	20	「復命事項」欄のうち、22行目 ないし28行目	法14条7号イ
		21	「指示事項等」欄	法14条7号イ
	10頁	22	「復命事項」欄のうち、1行目及 び2行目	法14条7号イ
		23	「指示事項等」欄	法14条7号イ
	11頁	24	「指示事項等」欄	法14条7号イ
	12頁	25	文書名（「応接録」との記述）な いし「応接要旨等」との記述を除 く部分	法14条2号
	13頁	26	「応接要旨等」との記述	法14条2号
	14頁	27	「文書名（『応接録』との記 述），『決裁』欄並びに『応 接』，『年月日』，『時間』， 『方法』，『申出者の所在地及び 名称』，『申出者氏名等』，『案 件』，『応接要旨等』との記述及 び欄外の注書き」を除く部分	法14条2号
文書3	1頁 ない し7 頁	28	不開示部分の全て	法14条7号イ
文書4	1頁	29	不開示部分の全て	法14条2号
	2頁	30	不開示部分の全て	法14条7号イ
	3頁	31	「3 税額等に関する事項（2） 相続人氏名」及びその①～④に係 る各欄の部分，「4 加算税に関 する事項（2）相続人」の「説明 加算税額」及び「修正等の加算税 額」に係る各欄	法14条2号
	4頁	32	「更正又は決定をすべきと認めた 理由（主な証拠資料）」欄の「主 な証拠資料」部分	法14条7号イ

別紙 4（開示すべき部分）

1 文 書番号	2 頁	3 別紙 3の一連 番号	4 開示すべき部分
文書 1	5 頁	1	「相続人の氏名」欄に記載された相続人氏名
文書 4	1 頁及 び 3 頁	2 9 及び 3 1	「3 税額等に関する事項（2）相続人氏 名」に記載された相続人氏名